

IV

## 不正や権利侵害に対する監査等

### 1 社会福祉法人に対する特別監査

度重なる一般監査によっても、改善の措置が認められないときや運営等に重大な問題や不祥事の発生が確認されたときは、社会福祉法第56条に基づき、特別監査を実施します。

特別監査の結果、改善を要すると認められた事項については、一般監査後の措置に準じ、後日文書によってその旨の通知を行い、その改善状況について、文書により報告を求めます。改善報告若しくは改善計画が期限内に提出されないと、又は改善内容を精査した結果、改善の意思がなく、若しくは改善を怠っていると認められるときは、法令の定めるところにより、改善勧告又は行政処分を行うための手続を進めます。

なお、平成30年度に特別監査を行った社会福祉法人は1法人でした。

## 2 障害福祉サービス等に対する監査

法令・基準条例等の違反、自立支援給付に係る費用等の不正請求又は不適切な福祉サービスの提供が明らかな場合には、監査を実施します。

監査の結果、不正等が判明した事業者に対しては、障害者総合支援法第49条、第50条等に基づき、指定障害福祉サービス事業者等の「指定の取消し」等の処分や「改善勧告」を行います。

平成30年度に監査を行った事業所は3か所でした。

また、平成30年度に処分を行った事業所が2か所ありました。

### 主な処分等事例

種 別	児童発達支援、放課後等デイサービス		
監査実施までの経緯	当該事業所を含む二つの事業所に対し、同日に都と区がそれぞれ実地指導を行ったところ、指定時から児童発達支援管理責任者がもう一方の事業所に勤務しており、不正請求をしていた疑い等が判明したため、監査を実施した。		
処分理由	<p>【不正請求】</p> <p>指定時である平成29年5月から同年10月までの間、児童発達支援管理責任者が、営業時間内に別の事業所の業務に従事しており、人員基準を満たしていないにもかかわらず、人員欠如減算を行わず、児童発達支援管理責任者専任加算を算定して、不正に障害児通所給付費を請求し、受領した。</p> <p>【不正の手段による指定申請】</p> <p>指定申請に際し、事業開始日である平成29年5月1日以降において、児童発達支援管理責任者が人員基準を満たさないことを認識していたにもかかわらず、人員基準を満たす旨の障害児通所給付費指定申請書を東京都に提出して、不正な手段により指定を受けた。</p>		
措 置	全部効力停止	返還請求額	約650万円

【根拠法令等】児童福祉法第21条の5の24第1項第5号及び第8号該当

種 別	放課後等デイサービス
監査実施までの経緯	区が実地指導を行ったところ、不正な手段による指定申請や不正請求が疑われたため、監査を実施。
処分理由	<p>【不正請求】</p> <p>指定時である平成 29 年 5 月から同年 7 月までの間、サービス提供職員の員数が人員基準を満たしていないにもかかわらず、人員欠如減算を行わず、指導員加配加算を算定して、不正に障害児通所給付費を請求し、受領した。</p> <p>【不正の手段による指定申請】</p> <p>指定申請に際し、事業開始日である平成 29 年 5 月 1 日以降において、サービス提供職員が人員基準を満たさないことを認識していたにもかかわらず、人員基準を満たす旨の障害児通所支援指定申請書を東京都に提出して、不正な手段により指定を受けた。</p>
措 置	一部効力停止

【根拠法令等】児童福祉法第21条の5の24第1項第5号及び第8号該当

### 3 高齢者施設に対する特別指導検査等

介護保険施設を除いた高齢者施設のうち、養護老人ホームや軽費老人ホームが法令に違反するなど、その運営が著しく適正を欠くために、施設運営に重大な支障を及ぼしているおそれがあると疑われる場合には、特別指導検査を実施します。

特別指導検査の結果、当該施設が法令の基準に適合しないなどの場合には、改善命令や、許可の取消し等を行うことができます。

平成30年度に特別指導検査を行った高齢者施設は、軽費老人ホーム1施設でした。

なお、改善命令及び許可の取消し等を行った施設はありませんでした。

## 4 児童福祉施設等に対する特別指導検査等

児童福祉施設や認可外保育施設等が法令に違反するなど、その運営が著しく適正を欠くために、施設運営に重大な支障を及ぼしているおそれがあると疑われる場合には、特別指導検査等を実施します。

特別指導検査の結果、児童福祉施設の設備又は運営が児童福祉法第45条第1項の基準に達しないときは、同法第46条第3項に基づく改善勧告や改善命令、また、基準未達成に加え、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、同条第4項に基づく事業の停止命令を行い、児童福祉法やこれに基づき発する命令等に違反したときは、認可を取り消すことができます。

認可外保育施設については児童福祉法第59条に基づき、児童の福祉のため必要があると認められるときは、改善勧告やその事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができます。

また、幼保連携型認定こども園については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第20条、第21条及び第22条に基づき、同法等の規定に違反する場合、園児の教育上又は保育上有害であると認められる場合等は、改善勧告、改善命令、事業停止命令及び認可の取り消しを行うことができます。

平成30年度に特別指導検査等を行った児童福祉施設等は、認可保育所が1施設、認証保育所が1施設、認可外保育施設が29施設でした。

また、平成30年度に処分を行った施設等ではなく、改善勧告を行った施設等は認可外保育施設の13施設でした（うち3施設は改善が図られなかったため、法令に基づき、改善勧告の内容及び改善の状況について公表。）。

### 主な勧告事例

種 別	認可外保育施設
改善勧告までの経緯	施設長及び職員にヒアリングを実施し、施設長による児童への不適切な保育を確認（施設長は当該行為を否認）。
勧告理由	<p>【児童の人権に対する配慮が不足】 施設長（設置者）が、児童のおしりを叩く、顔をびんたする、食事を無理やり食べさせるなど身体的な苦痛を与える保育を繰り返し行っている。</p> <p>【保育サービスを実施する責任者として不適切な対応】 設置者が、自ら児童に対し繰り返し身体的な苦痛を与える保育を行っており、保育サービスを実施する責任者として、入所する児童の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい保育を行うための適切な対応を行っていない。</p>
措 置	改善勧告

【根拠法令等】認可外保育施設指導監督基準Ⅰ(1)及び10

## 5 保険医療機関等に対する監査

医療保険の診療報酬請求に不正が疑われる場合には、社会保険を所管する関東信越厚生局と共同で監査を実施しています。

### (1) 平成30年度 監査実施状況

医科	歯科	柔道整復	合計
2件	4件	4件	10件

平成29年度以前からの監査継続案件で、平成30年度にも監査を行った案件を含みます。

### (2) 平成30年度 処分等状況

	医科	歯科	柔道整復
保険医療機関等 指定取消 指定取消相当	1件 1件	3件 2件	
保険医等 登録取消 登録取消相当	2件	5件	
受領委任 取扱中止 取扱中止相当			1件 1件

### (3) 主な処分等事例

種 別	医科（診療所）
監査実施までの経緯	当該保険医療機関を受診した患者が、高額な治療費を請求されたため明細書を確認したところ、行われていない関節穿刺や1枚しか貼っていない湿布を4枚請求されていたなどの情報提供が多数寄せられた。個別指導を実施したところ、エックス線写真からは骨折が認められないものを骨折と診断し、診療報酬請求していたなど不正又は不当が強く疑われたため、監査を実施。
処分理由	監査への出頭を求められ、正当な理由なく、監査を拒み、忌避した。
措 置	<b>保険医療機関の指定取消相当（措置前に廃止） 保険医の登録取消</b>

【根拠法令等】健康保険法等、保険医療機関及び保険医療養担当規則

種 別	<b>歯科（診療所）</b>
監査実施までの経緯	当該保険医療機関では、患者が一度も通院していないにもかかわらず、診療報酬が請求されていた旨の情報提供があり、個別指導を実施したところ、実際には行っていない診療を行ったものとして保険請求していたこと及び実際に行った診療を保険点数の高い他の診療内容に振り替えて保険請求していたことが疑われたため、監査を実施。
処分理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実際には行っていない保険診療を行ったものとして、診療報酬を不正に請求していた。</li> <li>・ 実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。</li> <li>・ 保険適用外の診療を行ったにもかかわらず、保険適用による保険診療を行ったものとして、診療報酬を不正に請求していた。</li> </ul>
措 置	<b>保険医療機関の指定取消 保険医の登録取消</b>

【根拠法令等】健康保険法等、保険医療機関及び保険医療養担当規則

種 別	<b>柔道整復施術所</b>
監査実施までの経緯	当該施術所では、生活保護法の医療扶助に係る不正が認められたことから、東京都は生活保護法に基づく指定施術機関の指定取消し処分を行った。その後、受領委任にかかる患者についても付増請求が行われている疑いが生じたことから、複数の患者に対して実地調査を行ったところ、実際の通院日数や負傷名等が療養費の請求内容と大幅に相違していることを確認したため、個別指導を実施した。不正請求が強く疑われたため、監査を実施。
処分理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実際に行った施術に行ってない施術を付け増して施術録に不実記載し、療養費を不正に請求していた。</li> <li>・ 療養費の支給対象外の症状に対して行った施術を支給対象となる負傷に対して行ったものとして、療養費を不正に請求していた。</li> <li>・ 監査の中で報告を徴したにもかかわらず、施術管理者は施術録を書き換えた上で虚偽の報告を行い、再三にわたり正しい報告を求めたが、最後までこれに応じなかった。</li> </ul>
措 置	<b>受領委任の取扱いの中止</b>

【根拠法令等】平成22年5月24日保発0524第2号「柔道整復師の施術に係る療養費について」